

サービス総合約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
<p>第 1 条 (本約款の趣旨)</p> <p>1. このサービス総合約款 (以下「本約款」といいます。) は、お客様が SBI VC トレード株式会社 (以下「当社」といいます。) との間でインターネットを利用して行う___暗号資産 (資金決済に関する法律 (平成 21 年法律第 59 号) 第 2 条 5 項各号に規定される暗号資産) の売買、暗号資産同士の交換、売買又は交換取引の媒介、取次ぎ、暗号資産を原資産とするレバレッジ取引等のデリバティブ取引、及び、その他の暗号資産に係る関連サービス (サービス名称: 新 VCTRADE。以下、「本サービス」といいます。) に関して、取引の前提となる条件やリスク、ならびに本サービスにおける権利義務関係に関するお客様と当社との間の取り決めとなります。</p> <p>第 1 条 2. ~ 第 4 条 (個人のお客様の場合) (13) 現行通り</p> <p>(14) 本口座開設時点で 75 歳以上のお客様については、原則、暗号資産の現物取引及び関連するサービスのみとし、暗号資産を原資産とするレバレッジ取引等のデリバティブ取引は行なえないことに同意いただけること。</p> <p><u>(15)</u> その他当社所定の基準を満たしていること。</p> <p>第 4 条 (法人のお客様の場合) (1) ~ 第 6 条 1. 現行通り</p> <p>2. 第 5 条第 3 項に基づき当社が通知した口座番号等を使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し又は他人に貸与若しくは譲渡すること</p>	<p>第 1 条 (本約款の趣旨)</p> <p>1. このサービス総合約款 (以下「本約款」といいます。) は、お客様が SBI VC トレード 株式会社 (以下「当社」といいます。) との間でインターネットを利用して行う旧 TaoTao 株式会社が提供する暗号資産 (資金決済に関する法律 (平成 21 年法律第 59 号) 第 2 条 5 項各号に規定される暗号資産) の売買、暗号資産同士の交換、売買又は 交換取引の媒介、取次ぎ、暗号資産を原資産とするレバレッジ取引等のデリバティブ 取引、及び、その他の暗号資産に係る関連サービス (サービス名称: 新 VCTRADE。 以下、「本サービス」といいます。) に関して、取引の前提となる条件やリスク、ならびに本サービスにおける権利義務関係に関するお客様と当社との間の取り決めとなります。</p> <p>第 1 条 2. ~ 第 4 条 (個人のお客様の場合) (13) 省略</p> <p>追加</p> <p>(14) その他当社所定の基準を満たしていること。</p> <p>第 4 条 (法人のお客様の場合) (1) ~ 第 6 条 1. 省略</p> <p>2. 第 5 条第 3 項に基づき当社が通知した口座番号等を使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し又は他人に貸与若しくは譲渡する</p>

サービス総合約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
<p>はできません。また、お客様は、自ら行うか第三者を通じて行うかにかかわらず、当社に届け出た名義以外の名義により本口座に対して暗号資産の<u>入金</u>又は法定通貨の<u>入金のどちらも</u>できないものとします。</p> <p>第 6 条 3.～第 9 条 現行通り</p> <p>第 10 条 (暗号資産現物取引)</p> <p>1. 暗号資産の現物取引の方法は <u>2種類あり</u>、お客様が当社所定の方法に従って行う購入又は売却の注文に対して、当社自身が対当し売買を成立させる<u>販売所取引</u> (店頭取引) とお客様と他のお客様との売買を当社が媒介する取引所取引 (板取引) とします。</p> <p>2. ～3. 現行通り</p> <p>4. <u>販売所取引 (店頭取引) において暗号資産を購入及び売却する価格は、当社所定の方法により提示される価格で決定します。又、取引所取引 (板取引) においては、「競争売買の原則」 (価格優先の原則 (売り注文については最も低い価格の注文が、買い注文については最も高い価格の注文が、また、価格を指定する「価格指定注文」よりも価格を指定しない「成行注文」が優先する方式) と、時間優先の原則 (同じ価格の売買注文がある場合には、時間的に先に発注された注文を優先する方式) に基づき、需給に応じた価格を提示する原則) に基づいて取引価格を決定しております。</u></p>	<p>ことはできません。また、お客様は、自ら行うか第三者を通じて行うかにかかわらず、当社に届け出た名義以外の名義により本口座に対して暗号資産又は法定通貨のいずれも入金することはできないものとします。</p> <p>第 6 条 3.～第 9 条 省略</p> <p>第 10 条 (暗号資産現物取引)</p> <p>1. 暗号資産の現物取引の方法は、お客様が当社所定の方法に従って行う購入又は売却の注文に対して、当社自身が対当し売買を成立させる店頭取引とします。</p> <p>2. ～3. 省略</p> <p>4. 暗号資産を購入及び売却する価格は、当社所定の方法により提示される価格で決定します。</p>

サービス総合約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
<p>5. 前項の規定により価格が決定し、暗号資産の購入又は売却の注文が約定した時点で、<u>販売所取引（店頭取引）</u>の場合はお客様及び当社間に、<u>取引所取引（板取引）</u>の場合はお客様と他のお客様との間に暗号資産の売買に関する契約が成立したものとみなします。お客様は、当該契約が成立した時点で当該条件に拘束され、以降は暗号資産の購入又は売却の注文を撤回及び変更できません。</p> <p>第 10 条 6.～第 19 条(14) 現行通り</p> <p>(15) 虚偽の、<u>または故意に誤った登録情報を当社に届け出る行為</u></p> <p>第 19 条(16)～第 44 条 現行通り</p> <p>【制定】2017年6月28日 【改定】2019年1月31日 【改定】2019年3月15日 【改定】2019年3月25日 【改定】2019年5月30日 【改定】2020年3月25日 【改定】2020年4月29日 【改定】2020年8月5日 【改定】2021年4月21日</p>	<p>5. 前項の規定により価格が決定し、暗号資産の購入又は売却の注文が約定した時点で、お客様及び当社間に暗号資産の売買に関する契約が成立したものとみなします。お客様は、当該契約が成立した時点で当該条件に拘束され、以降は暗号資産の購入又は売却の注文を撤回及び変更できません。</p> <p>第 10 条 6.～第 19 条(14) 省略</p> <p>(15) 虚偽の登録情報を当社に届け出る行為</p> <p>第 19 条(16)～第 44 条 省略</p> <p>【制定】2017年6月28日 【改定】2019年1月31日 【改定】2019年3月15日 【改定】2019年3月25日 【改定】2019年5月30日 【改定】2020年3月25日 【改定】2020年4月29日 【改定】2020年8月5日 【改定】2021年4月21日</p>

サービス総合約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
<p>【改定】2021年12月1日</p> <p>【改定】2022年1月26日</p> <p>【改定】2022年3月16日</p> <p>【改定】2022年4月13日</p> <p><u>【改定】2022年6月22日</u></p> <p>(以上)</p>	<p>【改定】2021年12月1日</p> <p>【改定】2022年1月26日</p> <p>【改定】2022年3月16日</p> <p>【改定】2022年4月13日</p> <p>追加</p> <p>(以上)</p>